

国民皆兵

○無号

同（明治十六年六月四日）

戸長役場

合計何人

右村戸長

年月日

氏名印

以下四十歳迄、順次かくの如く記載すべし

国民軍満十七歳より四十歳に至る人員調査の次第もこれ
有り候事、当六月一日現在をもつて、左の書式に照準、取
り調べ、本月二十日迄に所轄郡役所へ差し出すべく、この
旨相達し候事

（書式）

国民軍人員表

何郡何町村

○無号

同（明治十六年六月四日）

郡役所

国民軍満十七歳より四十歳に至る總人員調査の次第もこれ
有り候事、当六月一日現在をもつて、左の書式に照準、取
り調べ、本月二十日迄に所轄郡役所へ差し出すべく、この
旨相達し候事

一満十七歳

何人

何郡何町村

○無号

同（明治十六年六月四日）

右村戸長

今般、国民軍總人員取り調べ方、戸長役場へ相達し置き
候事、各郡役所においては一部の總計表を調製し、本月三
十日を限り県庁へ差し出すべく、この旨相達し候事

○無號（署）明治十六年六月四日

戸長役場

○無號（署）同

戸長役場

國民軍満十七歳より四十歳に至る總人員調査の次第も有り候事、当六月一日現在をもつて、左の書式に照準、取
り調べ、本月二十日迄に所轄郡役所へ差し出此旨相達候事
(書式)

国民軍人員表

何郡何町村

明治十六年六月一日現在
一満十七歳
何人

以下四十歳迄順次如斯記載スヘシ
合計何人

年月日

同

右村戸長
氏名印

○無號

明治十六年六月八日

郡役所

○無號

明治十六年六月九日

戸長役場

上の史料は、明治16年（1883）、国民軍の兵役年齢に相当する、17歳から40歳までの男性の年齢別の人數を調べて結果を
郡役所に提出するように戸長役場へ指示したものです。

微兵令は、国民の兵役義務を定めた法令で、明治6年（1873）に制定されました。満17歳から満40歳までの男子を国民軍
の兵籍に登録し、満20歳で徴兵検査を受けさせ、検査の合格者から選んだ者を常備兵役として3年間は現役兵に、その後4
年間は予備役とし、その後5年間を後備役とする制度でした。戦争がない時に実際に入営するのは現役兵で、戦時には現役・
予備役・後備役の順に動員されました。